

沿線住民との協調と共同 共生なくして安全・安心は 確保できない!!

【鳥飼基地取水訴訟 初弁論開催される】



鳥飼基地内における井戸掘削問題で、JR東海に対して摂津市が工事の差し止めを求めている問題で、1月30日に大阪地方裁判所で第1回口頭弁論が開催されました。

今回の弁論には、市民の注目度が高いことを裏付けるかのように、19名枠しかない傍聴券獲得のために82名（東海労組合員17名）という大変多くの人達が抽選に並びました。

森山摂津市長は意見陳述の中で「市民の安全・安心を脅かす井戸掘削は正に約束違反、協定破りであり断じて認める訳にはいかない」「現在でも新幹線の騒音・振動に悩まされている多くの市民がいる中、地盤沈下は修復不可能な公害である」とJR東海に対して協定を遵守するよう強く求めました。

一方、JR東海会社は「地震等の災害時には上水道の断水が生じた場合でも新幹線の運行を安定的に確保するため」と営利優先確保のために地域住民を犠牲にしても、何ら問題はないと言った主張を繰り返しました。

私たちは、このような会社の地域住民のことを何ら顧みない会社の姿勢に対して、断じて許さない闘いを今後も継続していきます。

次回、3月13日11時50分から大阪地方裁判所1010号室にて反対弁論が開催されます。